

平成28年 第1回定例会  
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成28年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成28年3月8日

召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員長	河野 龍二	委員	西岡 克之
副委員長	分部 和弘	委員	吉岡 清彦
委員	浦川 圭一	委員	竹中 悟
委員	饗庭 敦子		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 中山 庄治

説明のため出席した者

建設部長 森 浩平

（都市整備課）

課長	松 邨 清茂	課長補佐	山口 新吾
主任	山口 和樹		

生活福祉部長 松浦 篤美

（福祉課）

課長	村田 ゆかり	課長補佐	木須 紀彦
主任	久保 麻衣子		

本日の委員会に付した案件

議案第 12号 土地の取得について

議案第 23号 平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算

議案第 10号 長与町福祉医療の支給に関する条例の一部を改正する条例

開会 9時27分

閉会 16時03分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。平成28年度第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第12号土地の取得について、議案第16号平成27年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第23号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算の件を議題とします。

本案について、現地の調査を行いたいと思います。それでは現地へ出発したいと思います。よろしく願いいたします。

（現地調査）

○委員長（河野龍二委員）

現地調査に引き続き、委員会を再開いたします。まずは、議案第12号土地の取得についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

皆様お疲れ様でした。議案第12号についてご説明いたします。今回の分につきましては、現地調査もされたと思いますけれども、通称図書館用地でございます。用地面積といたしましては、1万395.7平方メートルを5億4,700万円で、購入するものでございます。なお、先月2月の17日に、用地の仮契約を締結したところでございます。このたび、用地取得につきまして、地方自治法及び町条例の規定によりまして、議会の議決をお願いする次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

現地を見せていただいたんですけども、この公益施設用地の3号と1号と、2の1号と2の2号と区画がしてあるんですけども、本会議の時に質問があって、3号が1平方メートル当たり3,450円というのをお聞きしたんですけども、他の所がいくらなのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

大きく分けて、平地の部分と法面の部分がございます。法面の分に関しては本会議でもご説明したとおり、平米あたり3,450円。それと、平地については6万4,100円という形で、今回の面積を掛け合わせまして、5億4,700万という金額になってございます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今回、図書館を建設するというので、購入ということでの議案でございますけれども、図書館を建てる予定が立っていないというふうに報道もされてますけれども、そのあたりはどのように考えての土地購入になりますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

なかなか難しいご質問でございますけれども、都市整備の所管として答えられるところは、以前から、この件について、お手持ちにA3版の、これまでの経緯、昨年、全員協議会の方でもご説明したとおりですね、一番最初からすれば学校用地とかいろいろな経緯があって、図書館用地という形になってますけれども、そこには、この開発に伴いまして、農政局の方から、公益施設を、補助金を確保してくださいという中で、現在進んできてるわけでございます。そこで、うちの方は、ここの保留地で、用地を取得するという形で、平成23年の4月、8月と区画整理の組合の方から要望がございまして、そこにずっと回答をしてきているところでございます。この度、この用地、先に買い上げますけれども、今後の建物の計画については所管する所ではないので、うちの方から答弁の方は差し控えさせていただきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

それでは建物は所管が違うということでございますので、建物ができる間の土地の管理というのは、どこでされるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

当然、土地開発基金の方で購入するような形になりますので、今回の締結の件は都市整備ではありますけれども、今後、今まで図書館に関しては政策推進課がメインで検討委員会を作ったりとかそういったところでされてますので、その土地の管理という形になると、政策とか、うちとか、そういうところが入って今後協議をしていくんだらうとは思いますが、今のところ多分、都市整備ではないのではないかと。今後、図書館を建設にするに当たって、所管が決まってくると思っておりますので、そちらの方で管理という形になるかと思っておりますけれども、当面の間は、都市整備の方で、建物が建つまでは何もありませんので、入り口から人が入って来ないようにとか、管理の仕方、があるかなと思っておりますけれども、はっきりそこまでは、今後の方は決まってないような感じでございます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今後どこで所管するかなかなか決まってないということではございますけれども、かなりの金額をかけて買うわけですから、できるまでに使わないと、草が生えて何もならないんじゃないかというお話もありますし、何らか考えて、どこかの所管で管理をするというところも含めて、取得にした方が良いのかなと。そうしないと、5億4,700万もかけたのに何年もそのままということではですね、なかなか町民への説明もできないかなと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

先ほどから申しますとおり、所管課、図書館を建設するとなると都市整備では、まず造らない、そこで、今、内部の方でも協議をしているところでございます。先ほどからちょっと心配されてる、そのままの土地のまま、平地のままで年月を過ぎたら当然、草も生えてきます。何も使わないで平地のまま残しておけば勿体ない。そういうのがありますんで、そこに図書館が建設するまでは、そこが近くに病院とか、保育所とかございます。そして、商業施設がございます。そういったところの時期によっては、運動会があつたりしますので、そういう時の臨時駐車場でも別にかまわないかなと思います。だから、今後その図書館ができるまでの間っていうのは、所管するところの方で検討しながら、どう生かしていくかというのは、検討するのは大事な事ではないかなと思います。ちょっと答えになってないかもしれないですけども、都市整備として答えられるところは、これくらいです。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

資料でつけておられる契約書の後に、支払方法というのが書いてあって、契約時に0円、議会の議決後に5億4,700万円。議決後と言えば、例えば数日後からずっと、数年後、2年後とか、いくらでもあるわけですけども、ここはどれくらいを想定をされておるのかですね、支払いの時期でございましてけれども。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

支払いに関しては、その契約書に添付してございます通り、当然、土地の取得に当たっては代金の納入と土地の登記というのがセットになってくる訳でございます。で、今

回の場合はそこが保留地なんで、要は区画整理が完了しないと、その名義が変わらないということになってきます。登記前支出とか、いろんな方法がございますので、そういうところでしょうか。ただ、支払いを一括で、一回で納入する二回にわたって納入するというのは、この契約書の中の条項にもございます、双方、甲乙で検討することも可能かなと思います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

確認ですけども、財務規則の156条の4で代金の支払いの規定であるんですけども、この適用にははまらないということで理解をしてよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

すいません、条例をこちらのほうに持って来てないんで、答えられるものかなと思いますけれども、副町長の方ともちょっと相談をしてですね、支払いに関してはというところで、先ほど言いますとおり、一括納入が一番良いのかなと思いますけども、そこで、どうしても保留地という扱いになりますので登記前支出が伴ってこない、支払いはできないわけがございます。だから、登記前支出というところで、要は、保留地というのは当然確定測量をしまして、区画整理や、ここの区域の全ての土地を登記をしていきます。処分をいたしますけれども、その後しか登記ができないんで、その間はちょっと空白の時間がございます。だから、そこで登記前支出という形で、その保留地は長与町という形で、していくわけがございます。流れといたしましては、まず保留地というのは、区画整理組合の方で、まず登記がされます。そのあとに、そこが、保留地、区画整理組合と長与町という形で、契約をされていきますので、例えば、換地処分が5月、6月に仮に終わったとします。それと同日付けで登記が発生しますので、登記自体はそこまで、伸びると。ただし事業費、相当、組合さんは負担をしているわけがございますので、その支払い分も精算をしないと解散ができない状態になります。だから契約として、この条項は、登記前支出で支払って代金を向こうに納入すると。そして、全ての、一律で換地処分場が終わった後に登記替え、要は面替えですね、という形になるとは思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

保留地の性格というか、登記ができないとかいうのは分かった上でちょっとお聞きをしてるんですけども、当然保留地であれば、先ほど申しました財務規則の156条の4の適用にはならんわけですよ。登記ができませんから。だから、登記を済ませて

支払いをしてくださいというこの規定に当てはまらないということで、保留地であるということで、この財務規則の適用にはならないということで、そこはもう理解をいたしました。あとですね、説明の中で一括で払うのが適当ではないかということ仰られたんですが、ここにA3の資料をいただいておりますが、今回の契約に至る中では、確約書か何かを町と組合の中で交わして、これもその中の一つの案件であったわけですが、それがその流れで今回、事業があって契約にあって、こういう議案が上がってきてると思うんですが、その確約書の中にですね、別途水道とか下水道とかの負担金の話も一緒に確約書の中にはあったわけですね。だから、そっちはですね、町に納めていただく方の内容の確約だったんですが、そういうものがきちんと整理がされて、できているのか、そこら辺もですね、横のつながりできちんと確認をされて、払う分ばっかり一気に全部払ってしまうということではなくてですね、いただくものが残っているんであればですね、そこらあたりの話もきちんとされてですね、支払いに臨まれた方が良くと思いますけどね。一括にこだわらずにですね、もし分割ができるんであれば、そういう調整をきちんとされてですね、支払に臨んでいただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今、浦川議員が言われたとおりでございます。契約の形は一括で支払うという形はとってるんですけども、甲乙の協議といったところの条項がございます。そこで、例えば、相手方が町に納入しなくてはいけない金が遅れてるとか、そういうことであれば、半金とか、そういった形の分割も可能だと思います。だからその、まだ区画整理組合の方で、町の方に支払わなくてはいけないものがあって、まだ滞ってれば、その分はうちは半金払って、その中から払っていただいて完済してから全額を払うとか、そういう方法はこの協議の中では使えると思いますので、そのところは十分注意して、支払っていきたく思っております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。それでは、質問をしたいので、委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代いたします。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

この土地の取得の経緯については、この間ずっと、議会の中でもですね、いろいろ議論が出たところでございます。そこで、まず確認させていただきたいのが、当初、平成23年の8月ですね、組合からの申し出に対する町長の回答等があったということで、この要望がですよ、当時の要望がですね、土地面積が10,947平米、要望内容がですね。で、平地が8,677平米、法面が2,270平米の土地について、5億6,40

0万で買っていたきたいという要望が、来たんですよ。来てたと思います。それに  
対し、町が回答したのが、面積として、10,665平米、この時点でもうちょっと差  
があるんですけども、さらに、買収金額で、5億4,700万で買いますというふうに、  
買いましょうというふうに、回答されてる経緯があるみたいですが、まずこの件につい  
て、数字が間違っていないかどうか確認させていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今のご質問の件でございますけれども、平成26年の9月議会の時に、一般質問答弁  
に係る提出資料という形でA4版の資料を議員さん皆さんの方にはお配りをしておりま  
す。その中には、平成23年4月の、その質問事項の中で、その時、総面積が10,  
947平米、それと、その中には、平地として8,677平米、法面が2,270平米、  
それで5億6,400万という形はまず1回目の要望として、組合の方から上がって来  
ております。それと、次に、平成23年8月には10,665平米です。この時には平  
地と法面のところは記載はなかったんですけども、総額で5億4,700万。それと、  
今回は、もうこれ、面積は確定しております。その23年4月当時はまだ工事中でござ  
いますので、確定測量がなされておられません。したがって、今日見ていただいたと  
ころの、西高田線の斜面のところにフェンスがあったと思います。で、ここの用地のと  
り方とかですね、もうちょっと、向こう側の斜面のところの傾斜が、角度違うだけでも  
面積はかなり違ってきます。今回は、そこで現地ができて、その面積に、確定面積に1  
番最初に申しました平地の単価と法面の単価を掛け併せてしまいますと、今回でいけば  
トータルで5億4,700万、小さな数字でいけば5億4,709万9,000円ですか。  
そういった形の金額になります。うちの方が5億4,700万という形で、要望を受け  
てますので、この金額は、今回は固定させていただいて、547という数字のキリの良  
いところで計算されてますので、面積に対しての金額の・・・は無いとは考えております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

数字は今、私が申したので間違いないという形で確認できましたけども、それで、面  
積がですね、今回は10,395平米ということで、面積の差があるわけですよ。そ  
の当初要望された面積との差が。金額の差は変わらないということで、本会議でもち  
よっと出ましたけども、本当に鑑定をされたのかなど。金額が最初が重視であってです  
ね、それにあわせて、面積が確定しましたと、金額が、これになりましたというふうな  
説明でしたけども、実質的には金額が重要であって、面積は、後づけじゃないんでしょ  
うかね、違いますか。

○委員（分部和弘委員）



松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

面積が後付けと今、言われたんですけども、どうしても工事中の話なんで、面積というのはどうしても流動していきます。動いていきます。先ほどの単価というのは、要はこの工事をする時に、この評価というのを出して、事業計画なり資金計画なりを立てて、この工事に入っていかなければなりません。その時に、以前もご説明したとおり、区画整理事業でプラスの収益というところは、事務経費は当然入ってくるんですけども、総事業費はプラスマイナスゼロという形で、区画整理は進んでいきます。で、その中で、道路の路線価とか、これをとってするとき、評価を出して、計算をしていって、全ての支払いと工事代金とか保留地を売った金で、全ての区画整理を終了させていくわけですので、1番最初に、この平米単価とかこう決まっています。当然、その単価が動いてしまえば、金額が、相当たる金額が上がってきますので、これはいかなるものかなと思いますけれども、1番最初に計算された単価というのは、以前の一般質問の中でご回答したとおり、正常なる単価で計算をされてると思っておりますので、その単価は固定だろうと思います。だから最終的に今の確定測量した面積にそれぞれの平地の単価と法面の単価を合わせたら、5億4,700万、これで間違いないのではないかと考えております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

この間の本会議でのやりとりもいろいろあったと思うんですけども、私も一般質問させていただいて、土地取得は決まったわけじゃないというのがずっと、そういう答弁の中で出てたんですよ。今の話をすると、今の答弁ですと、区画整理事業そのものが行われてる時に、もう既に町は5億4,700万を払わなければならないという計画がなされてたと、本会議の中で土地の取得が決まってないと言われてきたのは、何だったのかなというふうに思うんですよ。ここでもう一回確認させていただきたいんですけども、区画整理事業が既に行われてる、ここに公益用地がありますと、その時点で、町は5億4,700万払わなければならないというふうになってたんでしょうか。そこを確認させていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

もうこの件につきましては、もう平成26年の9月議会からずっと副町長も答弁しておるとおり、これが決まったわけではない、組合の方から要望が上がってきます。当然、公共施設管理負担金とか、そういったところもございますので3項目ございまして、その中で、協議をしていったわけです。その中の回答という形で出してるんですけども、

ども、その内容が今後の、この3番目の買い取りに関しましては、金額とか面積とか買い取り期間は今後協議をしますよというのが回答なんです。だから、金額が当初から固定されて、固定されてるかは考え方の話なんですけれども、固定されてるわけではない。ただし、要望があってここは公益施設をつくらないかんというのは、町自体も分かっているんです。その公益施設が、例えば、長与町が持つ施設なのか、または、病院とか公共に資するような施設があれば別にかまわないんです。だから、そこで、うちが、当然この長与小の建替えとかございましたんで、用地も、この中でという形で、ちょうどいいところで、区画整理の中で開発ができる面積がございますんで、そこは最初から頭の中にあっただのかなと思いますけれども、そこについては、私の方が答えるより、一般質問の中の答弁の中を見ていただければもう非常にありがたいと思うんですけども、私の方で答えられるのは要望書の中にあっただ金額が固定ではないですよと、期間、金額、買い取りの期間と金額とか面積については今後協議をしましょうねというのが回答なんです。だから金額は固定ではなかったと思っております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そんな言われますけども、5億4,700万というのは変わってないですよ。最終的に購入金額がそれに収まったと。で、さっきから言いますように全体の区画整理事業の中で、ここの用地が5億4,700万で、売れないと、区画整理事業そのものも成り立たないという部分が、あったんだと。それは町も容認してそれを、建設許可、開発許可が下りたという部分があるのかなと。既に5億4,700万は払うという約束がね、前提にあったんじゃないかなと。だからもう一回確認しますけれども、もともと必ず買いますと、町が買いますというのは無かったんですね。もう一回確認させていただきたい。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

金額に関しましては先ほどから申しますとおり、1回目の要望の申し入れは5億6,400万です。それから、面積、図面の修正とかございまして、1番近いところで、23年の8月の時は10,665平米、これだけでも300平米落ちてるんです。だから、金額が当初から5億4,700万ではなくて5億6,400万からスタートしてます。この分は、その時は10,947平米ありますので、面積は大きい。だから5億6,400万。今回は、1,0395.7平米。その分に合わせて単価を掛けると、その金額というのが、金額なんで、当初からそこをかうというのは、今のお手持ちの資料の中に、ここを開発する時には、公益施設を造ってくださいというのが、農政局からの要望があって初めてそこは許可を下ろせるようになったんです。だから、その中には当然、長与

町も入ってるわけでございます。その中には、先ほどから言います学校の施設を造ろうとか、図書館もそうだったかもしれないです。学習センターもそうだったのかもしれない。そこで、長与町として公共用地を取得するには、1番役場の正面で、中心に近いんで、後から、それだけの面積を、この辺で近郊で開発するという事は、この金額では多分できないんじゃないかなと思いますので、その当時から、そういったことは頭にあったのではないかなと推測されるところでございます。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

申し訳無いです、ちょっと理解が、私ができないので。必ず買いますよっていうのは、ずっとこの間、そういう答えじゃなかったんですよね。こういう要望があります。町長は検討しましょうか何かそういう回答を出したというふうな話だったんでね、にもかかわらず、今の話ですと、区画整理事業で、公共用地がここにありますよと。それはもう既に町は十分分かってたんだと、この金額が入らないと区画整理事業そのものが成り立たないんだということで、ですから、町はその時点で、もう5億4,700万、これに近い数字は出しますよというふうなね、問題があったんじゃないかなというふうに思うんで、それからそれを何度か、まあいいですそこはですね、そういうちょっと、そういうふうに、疑わざるを得ないというところなんです。それで、次の質問は、この金額ですね5億4,700万についていろいろそういう、工事の全体の掛かった造成に基づく算出だというふうに思うんですけども、これも本会議の中で、いろいろこう答弁の中でですね、言われてるのが、この要望がこういう風にあったけども、継続的に協議していきたいと、購入に当たっても、協議をしていくと、いうふうに言われてるんですよね。実質、この仮契約に至るまでの協議っていうのがどういう形でされたのかですね。金額の面も含めてですよ。どういう形で行われたのか、そこら辺があれば教えていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

当然、私が来たのが平成26年の4月なんですけれども、それ以降、こういった図書館、図書館用地と言わせてください。図書館用地の件で、いろいろ一般質問でもございました。そこで、区画整理の組合さんの方にもいろいろお尋ねしながら、その後も、27年度だけでも、3回とか4回とかうちの方に来ていただいて、面積の確定の仕方ですね、今日、現地を見ていただいたと思いますけれどもそこで、ここここが境界になるんじゃないとか、西高田線の道路の法面はここまで上げてくださいますとか、そういったところの話はずっとしています。だから、そこでそういった協議の内容はしております。だからその中であと金額とかそういうのはもう自動的に決まってくるので、先ほど

言った単価を掛ければ済むので、そういったところで協議は何回かはしています。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

金額もですよ、本会議のやりとりの中で、先ほど言われるように土地の広さだとかが決まっていなくて、金額も決まっていなかったという話だったような気がするんですよ。金額の面では、だから、決まっていなかったんじゃないかなと思うんですね、金額は既に。金額を協議する余地は無かったんじゃないかなと思うんですよ。金額の面については協議をされたのかどうなのかですね、その5億4,700万は町の方からすると、少し高いですよと、少し勉強していただけないでしょうかという話があったものなのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

先ほどからお話をしましたけれども、要は事業費、区画整理自体の総事業費からのことなんで、例えば、うちの方が1億まけてくださいと、と言ってしまえば、組合は1億の方をどこから負担しなくてはいけないんです。そうしないと、これ換地処分もできない。換地処分ができないということは、今お住みになってる方たちの登記ができない。土地はあるけども地番がついてない状態で今後どうするのか。だから、当然、先ほどから河野議員さんが言われるとおりの、金額はある程度、5億いくらと大きな金額なんで、ある程度これは分かっていたんじゃないかなと言われるのは当然そうです。当然、この当ても、1万平米近い金額の動きをしますんで、ここの中に単価掛ければもう5億、6億という話なんです。だから、総枠の金額というのは、大方分かってたと思います。で、1番最初に申しましたとおりの単価はある程度もう固定がされてきますので、その単価に面積掛けるだけになってしまうんで、5億6,000万とか5億5,000万とか、5億4,000万、今回は5億4,700万ですけども、そのくらいの金額で動くというのは分かってたと思います。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

少し納得できました。それでですね、やはり、この間、本会議でそういうやりとりをした時に、既にこれくらいの金額を払わないといけないと言ったんじゃないですかね、その当時はですね、結局、まだ購入すると決まったわけじゃない、面積も金額も確定しないというふうな答弁だったんです。既に、でも実際はそうやって、もうそれくらいの金額は払わないといけない、まあ、ただこのいけないという部分も、例えば、組合施行にしても、民間がやることですから、やはりそこは協議が必要だったと思うん

ですよね。長与町の財政ではこれだけは買えませんと、そういう協議ができなかったものなのかですね。その辺も含めてやられてないのかですね、いわゆる用地の、もう確定用地、この公共用地は全部長与で買いますというふうに、そういうふうに協議をしなればならなかったのか。それともここまでは買う予定は無いということ、話ができなかったのかですね、先ほど言われたように公共用地ですから、ほかの公共に関する事業所が購入しても問題はなかったんでしょうから、それについて、そういう協議がなされなかったのかお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

全員協議会の時にも、それにはちょっと触れてると思います。お手持ちのA3版の資料、お持ちだろうと思いますけれども、右の欄の中段、ちょっと下のところにですね、組合からの要望として公益施設、公共用施設を買ってほしいという話がありましたよと、これが平成24年3月で、うちの方の回答としたら榎の鼻土地区画整理事業について1万平米ぐらいの土地を買う、こういったところで、長与町としての買えるだけの面積、金額も、当然勘案して言われたんだろうと思いますけども、その当時は、そこで、公益施設なんで、病院の用地が来てますけれども全て買ったって良かったんだろうと思います。ただし、うちの方の財政負担も伴ってきますので、これぐらいの面積だったらいけるかなっていうのが、この24年の3月ごろに協議をされた結果でありまして、その後は、今の状態で、流れて来てるのではないかなと思います。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

その辺の認識が、僕の認識不足かどうかと思うんですが、ずっとこの間のやりとりの中で、なぜここが問題になったのかっていうのは、極端に言えば議会に説明無しにね、買うと勝手に決めてるじゃないかというところが問題になったんです。いやいや、そうじゃありませんと、まだこれからずっと協議をしていきますという回答をしますと、じゃあここで買うというふうに決めたときに、これきちんと議会に説明すべきではなかったのかなというふうに思うんですね。やりとりの中で、いずれはその用地が決まり、金額が決まり、そして、議会にそういう法的手続をとって、そういう議案を出しますから、あと議会が承認してもらいますというふうなのが、ずっと答弁の中でされてるんですね。でも今で言うと、ここで、買いますよと決定したみたいな話をされてるわけですから、それは、決定だったんですか、この時に。買いますという決定をされたんですか。それは、私この間ずっと決定したというのは、ちょっと確認はしてないんですけどもね。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

その当時に決定したということではないんです。この文章の流れは、1万平米くらいの土地を買うという文章になってますけれども、そこの文面は、議事録でそういったところは上がってないんで、当然、今までもずっとご説明してたとおり、そこは公共用施設として、その中の、長与町有地が入ってくる、で、その中で、町としては1万平米ぐらいやったら何とかなるんじゃないかというところがこの答えだったんだろうと思います。だから、そこで決定というのは、買うといっても当然議会の承認を得なければこれはいくら町が買うと言ってもこれは可決していただけないところでございますので、そこは、今回のようにこうやって、購入しますよ、わかりました、ということで可決しないとこれは成り立っていかない。だから、そこで、決定というのはそこではないかと思えます。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

分かりました。私ばかり質問してもあれですけども、あと幾つか確認させていただきまます。一つはその協議がですね、協議をしていくという中で、先ほど現地を見た時にも、委員の方から出ました、本会議の中でも、委員の方から、いわゆる法面の問題ですたいね。この辺が、協議の中で、協議できるものであったのか、それとも協議そのものができないものであったのか、全体が、用地だというふうな形ですと説明されましたけども、通常区画整理の場合に、こういう緑地なんかは、組合が行ったのを帰属するというのが、これまでの慣例のようなお話聞いたことがあるので、それも合わせると協議をすべきではなかったのかというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

これは本会議の時にちょっとご説明しましたとおり、基本的に、斜面、今回見ていただいたところ、これが例えば、普通の宅地だとします。一戸建ての住宅であれば、上の平場だけ買うというのは当然あり得ない。で、その、斜面の所の法尻で面積を出して単価を掛けて総額という形になります。例えば上だけ買っても総額は変わらないという形になります。で、何度かご説明しましたがけれども、斜面でも宅地は宅地なんです。計算上。だから、その、当然単価は安いんですけども、その所も入ってます。ただし、ここを帰属という方法も一つ、考えられたと思います。帰属をされたとしても法面を造るのに、当然、まず工事費とか掛かってきますんで、その分を単価に反映を、総額ですね、反映させなくてはいけないんで、そこを省くことはできないと。榎の鼻をちょっと見ていただけたら分かると思います、ちょっと山みたいに登ってる所、それとその上の方に斜面で緑地とかあります。これは、この区画整理をする前に32条協議という

のを行います。そこで、組合さんの方も、そこで公共施設はこうしてください、ああしてくださいという形で、出てくるんですけども、この分は、そこに組合さんが工事をして、当然、保留地の処分金が全部入ってくるんですけど、工事費も入ってくるんですけども、今回の図書館用地は、平面上で計算をされていますので、当初から1万平米という形で多分切られてたんだろうと思います。だからその中にはその斜面の方も、保留地という所の面積に算入されて、今回のような形になってたと思います。だから、当初からここは斜面の部分を、帰属という形も別に構わなかったかなと思いますけれども、当時からの経緯を見るとそこはない。だから組合さんは、私も高田南をやっていますので、斜面やけんがこれは地権者さんから取らないとか、当然その中には指数としてカウントされていますので、指数は金額なんです、斜面も。だから、今回このような形になったと思います。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

確認したかったのは協議が行われたかどうかですね、協議できたのかどうなのか、もともと協議ができる内容ではなかったというふうな、今の回答なんですかね。その辺をお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

32条協議というのは、開発する前ですね、工事に入る前には、公共用施設の管理者と話をするんです。その当時の話を見れば、そこは入ってなかったと思います。だから、要はここで保留地が1万平米、要は平面上の中でしかしていかなかったんじゃないかなと、だからその中身は、最初からそこを帰属という考えはなかったようには見受けられますけれども、現在になっては、そこを宅地としてカウントしてる、要は、先ほどから言いますように斜面も宅地なんで、そこには金額も発生しております。支出で計算をしますので、安いですけども、そこも入ってるという形で、当時、そこは協議はしてたかどうかはちょっと今定かではございません。

○委員（分部和弘委員）

河野議員。

○委員長（河野龍二委員）

申し訳ない、あと幾つか確認させていただきたい、この間、一般質問等でやりとりの中で、町長側は、副町長は、全ていろんな形で、これから協議していきますんでというふうな答えをしてるんですよ。そういう意味では、実際、契約に至るまでは、本来もっと町のそういう財源の問題だとか、今後の図書館建設の問題も含めてね、十分協議をして、土地購入に至るというふうな形じゃなくて、大前提に土地を買いますというふう

な約束をした、これがずっと残って、今回のこういう経緯に至ったようなですね、背景を受けざるを得ないですね。最後に、最後にと言いますか、幾つか確認、最後にしたいと思うんですけども、今回、そこで答えられるものじゃないのかもしれませんが、図書館建設に関する配置図についてをですね、資料で要求しました。で、これについては出てないので、事務局に回答があったのは、無いということのようなんですけども、実際無いんですか、都市整備課が持たない、その辺を確認させていただきたい。

○委員（分部和弘委員）

森部長。

○建設部長（森浩平君）

本会議の中でもですね、総務部長の方からそういうお話は、あって、回答があつてると思います。ただ、構想だけは、図書館基本構想ですね、これはあるんですが、隣も病院が建ちますので、その病院がどの位置に建つのか、で、また、関係もできますので、図面自体はありませんということよろしいでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

通常、町がいろんな箱物を建設する時に、その箱物を建てるために、これだけの用地が必要ですよというふうな計画を立てるんじゃないでしょうか。先に用地を買って、そこにどういうものを建てようかというふうな話にはならないんじゃないでしょうかね、そこはいかがでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

森部長。

○建設部長（森浩平君）

大まかな土地の面積に対しての図書館、この基本構想の中では、図書館の本の数とかですね、面積とか、どういった構想をするのかというのは練っておりますので、あとはどの位置、どれだけの、若干小さくなったり大きくなったりするんでしょうけども、それをどこに建てるかというのはまた、その駐車場をどこにするのかとかそういうのが出てきてですね、最終的に、大まかな所は決まってるけれども場所的にまだどういった所が良いのかが決まってないというところでございます。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

本会議の一般質問では、基本構想ありますけども、これがこういうふうに住つかどうかは分かりませんっていうふうな回答じゃなかったでしょうか。そこで確認したいのは、今回この土地購入に当たっては、他の基金を統合して、その基金を取り崩して、この用地購入に当たって、その義務教育施設基金に、今後、補助金等も活用して、土地の購入



費も含めて、補助金等活用して基金に戻しますというのが、基金の上程の時の、いわば約束だったと思うんです。仮に、今回、この基本構想より小さい図書館ができた場合にこの1万300平米の用地のうち、その図書館用地となる部分が仮に決まったとしますよね。そうすると、その5億4,700万の土地購入費に対しての補助額というのは当然図書館用地になると、低くなってきますよね。補助金が、対象が図書館用地、そういうふうを考えていいですよ。1万平の内、仮に5,000平米が図書館用地になりましたと、そうすると、5億4,700万かけましたけども、これに対しての半分の分しか、国庫補助というのは認められないというふうな形でとらえていいのでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

補助金とか交付金、全て100%であれば、別に、その金額の分の相当額が返ってくるわけでございますけれども、今、補助金でいけば一番多くて、それと、他のところを調べると3分の1とかそういう形の金額でございます。例えば、6億の内3分の1だったら2億しか入ってこない。4億はどうしようかっていうのが、基金に返さなくてはいけないんで、この分はまた積み立てて、基金の方に返していく、一財で返していく。という方法しかないんじゃないか、100%の補助が無い限り。今議員さんが言われたとおり、例えば小さな面積で図書館が建ちます、平場で3,000平米というのが検討にあるんですけども、そこが面積だけが、補助対象事業面積ですよと言われれば、確かにそうなんです。その用地に係る分、案分するかもしれないんですけども、当然、用地というのは、そこに建物が建つというの建築基準法とかそういうのがございますので、そこで、例えば1,000平米建ちますよと、そこで、ここが50%ということであれば、2,000平米ないと1,000平米の平地は建たないわけで、だから、2,000平米分が、補助対象という形で認められるのではないかなと思います。ただし、この分に関しては、他にもまだ、使い勝手といいますか、絶対図書館機能だけではなくて、防災面にしても、そういった倉庫を建てるとかいろんな方法が考えられると思いますので、そこは十分に、補助金がもらえるようなところの方法を模索しながらこの方には補助金の獲得は行きたいと思っておりますけれども、今、議員さんが言われるとおり、その面積を絞ったとしてもその面積だけっていうことではないのではないかと考えております。だから、その敷地の中を、大きな敷地の中でどれだけ認めてもらえるかっていうのもその補助のところと協議をしながら進めていくことになろうかと思えます。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先ほども質問があったかと思っておりますけども、担当課の所じゃ答え切れない部分かもし

れませんが、図書館建設の、建設できる状況の雰囲気があるのかどうなのかですね、補助金の問題も含めて、いかがでしょうか。答えられれば、お願いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

森部長。

○建設部長（森浩平君）

今、所管課と言いますか、用地を買うのが都市整備の方で買うようになってるんですけども、課長が言うようにどこが所管課になるのかということになります。建てるのが、どこが建てるのか、そういうことで変わってきますので、今現在のところ私たちの口からは何とも言えないということで、ご了解していただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今の部長がお答えしたとおりでございますけれども、今回の本会議の中でも、どうしても補助金を持ってこないと建設は難しいのではないかと副町長の回答もでございます。そこで、今も補助メニューとかそういった図書館建設に限っては、何か補助がないかっていうのも、調べはいたしてるんです。調べたとしても100%補助が出ない限り、かなりの金額の持ち出しになりますので、図書館建設だけを事業しているわけじゃないんで、他の福祉の面とか、そういったところの事業費も伸びてございます。だから、そこで、町の方も財政計画を立てながら、図書館建設に入れれば入れる、基本的には補助金がある程度確保がないと建設は難しいというのを町長、副町長が答えてるとおりでございます。それでも、何かの一財とか、財政計画を立てながら勘案していくところではないかなと思います。それから、建てられるかどうかとお尋ねされれば、ちょっと私の方ではちょっと答えきれないところがございますので、以上の回答でご了承いただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代致します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それは最後に一点だけ、素朴な質問をさせていただきます。今回、この2月17日に仮契約をされておりますけども、今回この財源につきましては、何ですかね。基金を用いるということで、その使用の期限の制限はないと思うんですが、そういった中で、この時期にこの契約をやるということで決まった、ここのですね経緯について、例えば組合からの申し出があって、そこに配慮してやった。若しくは町の何らかの都合で、この2月にやったのか、そこ簡単に結構ですので。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

その件につきましても、以前から組合からの要望、それに対する回答という形で、A4版を委員の皆さんに配布しております。その回答の中でも、買い取り年度としては、26年、27年、28年というところで組合からの申し出がありました。その中でも尊重して、1番最後の28年、要はここが一年早く換地処分をするようになっておりますので、換地処分をする時にはある程度精算、ようは経理ですね、経理の方も精査をしていかないと、換地処分が、換地処分って土地の話なんですけど経理の方に移れないというところがありますので、28年度の最後は1番ベストなタイミングではないかなとは思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

簡単に結構だったんですけど、だから組合の事業の執行に配慮して、もうこの時期に合わせてやったという理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

組合の解散のタイミングに合わせないといけないとは思っております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

今に関連するんですけども、組合が解散時期、予定をお伺いすると、まだ契約に至っていない契約等があるのかということで、分かればお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

まず一点目の、まだ契約に至っていないものというのは、私の方は承知しておりません。もうこの分で終わりでございます。それと、換地処分の話でございますけれども、今組合の方から聞いているのは、一番最初に聞いたのは5月です。28年5月というのは聞いております。ただし法務局の方の事務手続きとかいろんな事がございます。それでもしかしたら10月ぐらいまで延びるのではないかなとは思っております。詳しいところはまだまだ、そのところは法務局と組合さんの都合とか、図面がどれだけ修正しなくちゃいけないとか、そういうところがございますので、詳しくは今ところは、今の状態、先

ほど言いました5月、10月、この辺というのが聞いてるところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

そしたら、順調に契約もできましたとなった時に、町がすぐ払込みをしますよね、その契約金額を。そしたら大まかに組合も解散できる、そういった法務局関連もありますけれども、それさえ済めばできるというような内容になるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

解散とか、組合の換地処分というのは、換地処分というのは登記とかそういった法務局の都合でございます。そっちの方面でございまして、今度解散をするためには、その今までの資金計画の中で幾ら払ったとか、いくら入ってきたとか、そういった経理の計算がございます。それも並行してきますので、換地処分が終わってそれから精算という形になっていこうかと思っておりますので、施設組合の解散というのは換地処分より遅れていきます。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

最後にですね、これは議会の議決を得られなかったということで、契約できなかったとなった場合に、今考えられるペナルティーというのがどういったものがあるのかお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

当然ここまで、土地の話とか、引っ張って来ております。民間であれば当然ここまで引っ張って来てキャンセルになると損害賠償とかいう請求もあろうかと思っております。ただし、相手さんが組合さんです。で、組合さんも、長与で買えなくなりましたというとなると、今度は新たな公益施設を建てるところを模索していかなくてはいけないんです。だからそこになると今度は組合さんとうちの方で、多分弁護士さんを入れて話をするしかないのではないかなと思っております。私が答えられるところは以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号、土地の取得についての件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは場内の時計で1時15分まで休憩いたします。

(休憩 12時01分～13時13分)

#### ○委員長(河野龍二委員)

休憩前に引き続き、委員会を再開します。次に、本会議におきまして付託を受けました、議案第16号平成27年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

松邨課長。

#### ○都市整備課長(松邨清茂君)

皆さんこんにちは、それでは、議案第16号平成27年度長崎へ都市計画事業長与土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。それでは、予算書の2ページ、3ページをお開き願います。今回の補正は、歳入、歳出それぞれ3億2,909万9,000円を減額いたしまして、補正後の総額を歳入、歳出総額6億6,655万3,000円とするものでございます。

続きまして4ページをお開き願います。繰越明許費2億9,000万円でございますが、これは浦上水源地付近の整地工事において、地権者との交渉に時間を要したことで、工事施工開始が遅れたことと、道ノ尾駅付近のJR委託工事において委託契約に遅れが生じたため、その周辺の区画道路工事が遅れ、それぞれの工事を繰り越すものでございます。

それでは、特別会計補正予算第2号に関する説明書にてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。1款国庫支出金1項1目1節土地地区画整理補助金、1億8,235万3,000円の減額の内訳でございますが、説明欄にある活力創出基盤整備総合交付金1億25万3,000円の減額、市街地整備総合交付金5,960万円の減額、地域住宅支援総合交付金2,250万円の減額で、これは、国庫補助金の内示減に伴うものでございます。

2款県支出金1項1目1節土地地区画整理補助金、3,282万3,000円の減額でございますが、これも、国の内示減に伴い事業費の減額による県補助金の減額でございます。3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金、1億1,392万3,000円の減額でございますが、これも同じく内示減に伴うものでございます。次に、歳出でございます。10ページ、11ページをお開き願います。1款1項2目13節委託料、3億2,823万円の減額でございますが、これも歳入の説明の際にご説明申し上げましたが、国の内示減に伴う県委託事業費の減額でございます。2款1項2目23節償還金利子及び割引料、86万9,000円の減額ですが、利子が確定したことにより減額となっております。

ます。以上で都市整備所管の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑は、まずは、歳入全般からいきましようかね、説明書による6ページ、7ページ、歳出もいきましようか。歳出も10ページ、11ページですから、歳入、歳出いずれでも結構です。質疑を行います。質疑はありませんか。饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

この繰越明許費のところもいいんですか。繰越明許費のところでは2件ということで、委託の遅れと浦上水源地の地権者との遅れということだったですけれども、その遅れた理由っていうのを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

繰越明許費について今の質問にお答えいたします。今の課長の方から説明しました2件ですね、それぞれに遅れが生じているということの理由になりますけれども、最初のJR道ノ尾駅付近の委託の方で遅れが生じたという方ですね、こちらJR道ノ尾駅付近の長崎本線沿いなんですけれども、線路沿いの区画道路12号線というんですが、今、そこに図面を貼っております、右側の図面ですね、27年度繰越箇所ということで、道ノ尾駅の方ですね。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長補佐。

○都市整備課課長補佐（山口新吾君）

繰越明許費の件ですが2件ということで、27年度繰り越しを予定しておりますが、1件がこちらの道ノ尾駅のところの区画道路の繰越分なんですけれども、実際JR受託で線路沿いの擁壁をする工事を行っております。これが契約がちょっと遅延をいたしましてちょっと工事が遅れております。その擁壁ができないと、その横の区画整理内の区画道路ができないということで、横にお墓がございますけれども、あそこの周りの12号線ここに書いてありますが、12号線ですね、他、道路築造改築工事ということで、この12号線他の区画道路ができないということでJR工事の遅れによりまして、この区画道路が遅れるということで、こちらの方は、繰り越しを行うということになっております。それからこちらのもう1件ですね、高田南の宅地整地造成工事分ですけれども、先ほど午前中、現地の方を見ていただきましたが、あれを引き続き28年度も行ってまいりますけれども、そちらの地権者につきまして、今、補償の関係でちょっと調整をしております、まだ合意に至っていないということで、その分の関係で地権者との補償の合意がいないということで、できないということで、この部分につきまして繰

り越しを、整地工事の方を繰り越しをさせていただいてるという状況でございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

地権者との合意ができてないということでございましたけれども、それはやっぱり金額面ということで理解したらいいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

そうですね、後は金額面というよりも、どのような補償を行うかというようなところで、大本の部分ですね、近接して工事もあるものですから、そのあたりその補償させていただくタイミングとか工事に伴って、お住まいの建物自体に影響を与えないようにとか、その辺ちょっと総合的に話をさせていただくことに時間を要してしまっていることで、工事の着手が遅れて工期も年度末ずれ込んで、繰り越しをするような形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。質疑がないようなので委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私からは歳入、歳出全般になりますけども、内示の減ということで、この要因がどういう要因なのか、国庫補助が減ることで、全般的に減額されたということなんで、その大きな要因があればひとつお願いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

この内示減は長与町だけではなくて、日本全国かなりの低配分という形になってます。ちょっとお話を聞いたところによると、鬼怒川の大雨災害の分とか、どうしてもストック効果の高い事業から工事を、補助金の配分をしていくという形で国交省の方が、そういう形に今なっているようでございます。だから、かなりのストック効果があつて、例えばストック効果があるとか、今年度で終わるよって、今回の補助の要望分で工事が終わるよというところであれば、ある程度はつくんですが、それでも要望額の2分の1とか、そういった形の配分がかなり低くなつてございます。

だから、今回、補正では減額をしておりますけれども、今の状況からいけば当初予算とか、

そういったところもかなりの配分の率は悪くなってくるのではないかなと想像はされます。以上でございます。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

次に予算が控えてますんで、そこと関連してくるのかなというふうに思うんですけども、この流れといいますかね、こういう状況がどれくらいまで続くかというのは想定されてますかね、それはありませんか。

○委員（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

すいません、質問内容をちょっと確認させてください。今の流れというのは国の配分の流れという話でございますか。そうですね、国の方の歳出の方をもうかなり厳しくて、国土交通省の中では道路局とか市街地整備とか、そういったところでございます。現在、道路局の方はどうしても高規格道路とか、道路が上がっていくとか鉄道の、今、浦上駅付近でこうやってますけれども、ああいったところに今ちょっとシフトをしつつあります。だから、既存のこうやって長い継続の市街地整備に関しても、例えば区画整理とか、そういったところはかなり厳しいところではないかなと思います。ただし、うちの方もこうやって長い年月かけてやってる事業でございます。それもあわせたところで、国の国交省の方には、配分の方を要望には行っておりますけれども、今後の見通しというのも、私たちがちょっとわからないんですけれども、今の現状がしばらく続くのではないかなと思います。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代いたします。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

では、引き続き審査を行います。続きまして、議案第23号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

松邨課長。

#### ○都市整備課長（松邨清茂君）

それでは、長与町土地区画整理事業特別会計当初予算についてご説明を申し上げます。予算書の1ページから3ページをお開き願います。歳入、歳出それぞれ4億4,371万8,000円で、28年度は事業を推進してまいりたいと考えております。それでは、特別会計予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。1款1項1目土木費国庫補助金、7,250万円の内訳ですが、高田南土地区画整理事業補助金として活力創出基盤整備総合交付金3,000万円、市街地整備総合交付金2,000万円、地域住宅支援総合交付金2,250万円でございます。

次に、2款1項1目土木費県補助金、1,500万円の内訳ですが、補助対象事業費の1割相当額を計上しております。

次に、3款1項1目一般会計繰入金、一般会計よりの繰入金として3億5,421万4,000円を計上しております。これは、高田南土地区画整理事業を行うに当たっての事業費に対する補助裏に充当するため、一般会計からの負担分でございます。

次に、4款1項1目繰越金でございますが、200万円を計上しております。

次に、5款1項1目町預金利子として1,000円を計上しております。

同じく5款2項1目保留地処分金として1,000円を計上しております。

次に8ページ、9ページをお開き願います。5款3項1目清算金収入として1,000円を計上しております。同じく、5款4項1目雑入として1,000円を計上しております。以上が歳入4億4,371万8,000円の内訳でございます。

続きまして、歳出でございます。12ページ、13ページをお開き願います。

1款1項1目土地区画整理総務費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、職員6名分の人件費でございます。9節旅費、11節需用費、14節材料及び賃貸借料につきましては、経常的経費でございます。

15節工事請負費200万につきましては、県事業により対応できない突発的な工事や維持管理に伴う経費を計上しております。次に、2目高田南地区区画整理事業費、9節旅費、11節需用費、12節役務費は経常的経費でございます。

13節委託料として、3億円を計上しております。この県事業委託料に相当する事業箇所及び内訳につきましては、主要な施策としての後ほど図面によりご説明申し上げます。

す。28節繰出金1,000円につきましては、保留処分金を一般会計へ繰り出すため計上しております。

次に、14ページ、15ページをお開きください。2款公債費1項1目元金、23節償還金、利子及び割引料の9,389万6,000円は起債償還金の元金でございます。同じく、2目利子、23節償還金、利子及び割引料の527万9,000円は起債償還金の利子でございます。

次に、3款1項1目予備費として、200万円を計上しております。以上が歳出4億4,371万8,000円の内訳でございます。

続きまして、特別会計予算に係る主要な施策に関する説明についてご説明申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。1款1項2目長与町土地区画整理事業委託料3億円でございますが、説明欄にあるとおり工事費として2億3,600万円、補償費として3,380万円、測量試験費として2,600万円、そしてその他として420万円となっております。以上が特別会計の説明となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。それでは、今日、午前中現場に行きましたけれども、改めてここで、図面の方でご説明を申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長補佐。

○都市整備課課長補佐（山口新吾君）

それでは、図面で28年度の施工箇所につきまして、ご説明を申し上げます。先ほどの午前中に現場の方にも行きましたけれども、これが全体の区画整理の事業費でございます。これについては過年度分ということで工事が終了してる箇所でございます。本年度行う箇所につきましては、現地でも申し上げましたとおり、こちらの温泉からヤクルト団地に上る既設道路沿いに擁壁をうつということで、その擁壁の工事ということで、盛土切土合わせまして、面積が1,717平米ということで予定をしております。こちらについては、ある程度擁壁が高いものですから、裏にある程度その構造物を安定させるための盛土まで行うような予定をしております。

予算に計上しております工事附帯の200万円で、それにつきましては、こういった補助でできない部分を迅速に対応するために、そういった草刈りとかそういったちょっとした工事を迅速にするために、200万円の工事費で区画整理内に附帯工事を行ってまいりたいというふうに考えております。以上、説明を終わります。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑は、特別会計予算に関する説明書のまずは歳入から行いたいと思います。質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

この歳入のところで、国庫支出金、県支出金と前年度とかなり下がっているんですけ

れども、比較すると。その理由を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

本会議でもちょっとご説明があったかと思いますが、どうしても、来年度、骨格予算という形でこうしているんですけれども、先ほどの補正のときにもありまして、国の内示がかなり低くなってございます。そこで毎年、3月で減額という形をとっております。それに近いところの配分で28年度予算を立てまして、結果的には、当初、国の方に要望している金額はもうちょっと高いんですけれども、それで補正対応とかそういったところで骨格予算ですので、もうちょっと伸びがあった場合、補正対応でしていくという形で財務課の方も話はしておりますけれども、今までの配分がちょっと悪いんでという形で、今年度こういう形で要望しております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

少なめにされたのかなと思うんですけれども、ということであれば先ほどの補正予算で減額がありましたけれども、減額にならないよということ考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

どうしても予算編成する場合は、膨らまかして要望という形もないわけではないんです。ところが当初予算を組むときには、かなり差があるとその分は多分財政の方もそこの中の埋め合わせをできないようになっていくんでないかなと。そこで、今回はもう今までもずっと減額で落ちてきているんで、その分はある程度真に近い数字、それプラス、上がった分はもう補正対応でお願いしますという形で、当初予算は組んでおります。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。もう歳出もいきましようか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

歳出の方でお聞きしますけども、あそこで現地を見ました。1,717平米ですかね、これがね。擁壁は長さは何メートル、起点から終わりまでなるのか。それと今年が骨格ということで、あそこだけみたいですけども、申請していけば何か他のところも先々には、工事に入っていく予定なのか、繰越があるからそれは他のものであれでしょうけど。新年度の28年度の予算として、この場合だったら約3億はこれだけと思うわけですが、ちょっとそここのところよろしくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

それではちょっと図面の方で説明させていただきます。それでは、説明いたします。今日、現地で見えていただいた28年度の工事予定は、ここの赤で線を引いているところがございます。本来は、ここが補強土工といいまして、ここに盛り土がこう入ってきます。この山を切って、ここちょうど谷間になってますんで、実際上はここをこういう形で本来はここまでつくり上げたいんです。ところが、ここが一連の工事になってしまうとかなりの事業費なってしまいます。だから、今回その骨格予算という形で切れるところで、ちょうどこの赤ところ、ちょうど道ノ尾温泉から突き当たったところぐらいまでが、今の工事量の金額に対しての工事量、それで仮に補正が数億円付きました。こうなると今度は、こちら側の行けるところまでを予定はしておりますけれども、どうしてもこの補強土工の擁壁が高くて突き上げながら埋めていけないといけないんです。補強土壁が自立していくためには、これを擁壁を継ぎながらここに埋めていきますので、その事業を金額に応じてメーターとか、どれだけこの擁壁を上げようかとか、高さで金額を調整していこうとそういった形で高田事務所の方ともちょっと協議をしているところがございます。

ここからここまでの今年度の3億円の分ですね。今現在ここからここまでのところは50数メーターなんですけれども、先ほど言いました裏側に土を盛るボリュームでこの長さを調整していかないといけないんで、今のところ何メートルというのはちょっと苦しいところがございますけれども、今のところ50数メーターでここは行く予定はしております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

この工事の3億というのは、そういう擁壁の工事と埋める、それを含んだ両方の費用ということで見ていってるわけですか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

そのように理解されてかまいません。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

昨年、補正だったか350万ほどの3Dの、一応3Dを使った地形の検査をやったわけですね。今回それが今度の分については、入ってきてないみたいだけど、それが今後

どのような形で利用されていくのか、この次の予算に入るのかなと思っていたんだけど、その後どうなったのか。そしてあれだけ努力して、やってまた、今回、また次の努力をするのか、その分の予算額の、予算書の中に入ってるのかということなんですけど、その辺の回答はできますか。

○委員長（河野龍二委員）

松村課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

昨年、ご説明いたしました高田南の方で3D画像を使って、ちょうど道の尾公園のところのお話をさせていただきました。あれはここ将来に向けて、このような今の状態であれば、今の事業計画であれば山で残ってしまいます。今日、水源地のところからこの辺が大体、道の尾公園ですよとお話をしたんですが、あれがそのまま山として残ってしまいます。うちの方は、どうしても事業の期間を短めたい、それと事業費の圧縮につなげたいという形で、できればあの宅地も一緒に切って、切れば宅地として保留地として売れますんで、その分、収益として上がってきます。その付近一括して工事ができれば、期間も圧縮できて事業費も圧縮できます。だからそういったところでここを切った場合、どんなふうになるのかなというふうな3D画像でつくって、目に見える感じで作ったんですが、それが直接的に工事に反映されるかどうかというのは、どうしても先ほどから言います事業費に関して、1カ年に対して長与町が負担する単費の話ですけれども、この分がかなりの事業費が増えてくると。一括で切らないとちょっと施工が難しい。最後に、先ほどの道の尾公園を切ろうかなといったときは周りに住宅地が張りついてしまえば、そこで発破作業とかもできませんので、するならば、早めで一括してするのがいいかなというのを思っておりますが、先ほど竹中議員さんが言われるその事業が28年度に入っているのかと言われれば、今のところまだ入っておりません。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今回は骨格予算で、経費自体も全体からすれば、半分ぐらいしかないからですね。前回の3Dというのは非常に私もやっぱりやってよかったなと思っております。これを行うことによってどれくらいの単価でどれくらいの期間でやれるかっていうことを、ある程度整理をできたわけだから、そういう努力は今後ともやっていただきたい。ということで、私が申し上げたいのはこの予算の中に今後、そういう計画もぜひ盛り込みながら、早期に完成をしていただきたいという意味があったもんですから、そういう質問したわけです。今回の分は骨格予算ということで、私はこの金額は一応認めてるという状況です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

分部署員。

○委員（分部署員）

金額がどうのこうのじゃないんですけども、今回、団地の進入路と擁壁を組むところが隣接しております。そういった中でその団地の進入路に係る部分に規制がかかる工事の場合、規制がかかる場合があるのか、ないのかそこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長補佐。

○都市整備課長補佐（山口新吾君）

今の議員さんが言われてるところは、先ほど午前中、見学をしたところですね、道の規制がかかるかどうかということなんですけれども、予定は、結構、今の造成をしてる中の方で、いろいろ工事車両とか、そういった資材とかを置いて、今の既設の道には交通規制がかからないような形で、地元の住民の方には迷惑がかからないような形で施工していきたいというふうに考えておまして、今のところは別段規制をかけて工事をするというふうな予定では、計画は持ってございません。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今年度は、あと何所帯ほどの移転を現実的に考えておられますか。

○委員長（河野龍二委員）

山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

今年度予算の中での移転の方はどのくらいの案件になるかということなんですけれども、今も説明がありましたとおり、予算規模も規模でして、今年度は補強土壁に集中して一応施行するという予定にしておりますので、具体的には段階で今年度、何軒の方に移転をしていただくということは予定をしております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今、補強する土壁の上あたりにも対象世帯があるんですけども、そこもやっぱり今年度には移設は考えていないと理解していいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

そのとおりです。

○委員長（河野龍二委員）

他にありませんか。質疑をしたかったので、委員長交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長を交代いたします。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

基本的な所を伺って申し訳ないんですが、一般質問でもちょっと触れましたけども、今の20世帯ぐらいの方が転居されて生活されてるということで、それで家賃補償は、いわゆる工事費、委託料の中に含まれてるんですか。いわゆるこの説明書の中の補償費の中に移転されている方の家賃補償というのは含まれてるのか伺いたと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

お答えいたします。今、ご質問にありました。仮移転等お願いしていただいている方々に対する家賃補償についてですが、主要な施策に関する説明書内に記載があります補償費の中で、予算項目的に見させていただいているような形になっております。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ここにある補償費は、今年度は移転がないというふうに言われてたんで、すべてがその家賃相当分というふうな形の金額でしょうか。

○副委員長（分部和弘委員）

山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

お答えいたします。計上させていただいてます補償費の中、当然、今の家賃補償入っておりますけれども、家賃補償だけではなくですね、細かいところまで言いますと減収補償ということで私たちは呼んでるんですけども、実際に仮住まいをしていただく家賃補償だけでなく、区画整理事業を原因にそういった家賃補償であるとか、駐車場の地代であるとか、そういうのに欠収を生じた方々に対する補償ですとか、そういったももろもろの補償費も含んでおりますので、全額が、この金額そのものが全額が仮住居補償ということではありません。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

補償に該当する世帯がどれくらいかお分かりになるんでしょうか。それと続けて質問させていただきますけども、本会議の続きみたいになりますけども、やはりその1年に1

回あそこの事務所に契約で来るという時に、いろんな事情が聞けるのではないかというのが本会議の中での答弁でありましたけども、やはりその移転をされている側の方にとっては、町の事業に協力しておられるわけですから、移転をしてる方が、そこに事務所に来て、そのついでにお話しするのではなくて、事業を進めている町側がこの移転で被っている方々に何らかの説明会をするというのが私は筋ではないかなというふうに思うんで、ぜひその辺の検討していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副委員長（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今、河野議員さんが言われるとおりでございます。

先行きはわからない中で仮設に住んだりアパートに住んだり、不安の中で今過ごしておられるんだろうと思います。これが1年2年ならまだ話もわかるんですけども、長い人で15年の方もおられます。先ほどの質問と重複するんですけども、今ちょうど手持ちの資料も持たないんですけども、多分23件が21件か、家賃補償が23件という形になってございます。だから、高田南の事業所の方にも、そうやってまとめて説明会するのもいいんですが、どうしてもその日都合が悪いとか、日にちを分けてこうするということもありだろうと思います。一番いいのが印鑑もらいに行きますんで、そのときに、すいませんとか今事業計画をこんなふうにここんとこやってますという、そこで一言説明はあるのが当然だろうと思います。その件につきましては、高田南の直接やってくる事務所の方にお伝えをいたしまして、そういった形で地権者の気持ちもわかったところで、説明をしてくださいというのを新年度からでも別にかまわないんですが、そういった形で事業をやってくれないかというのを申し添えるつもりでおります。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長を交代いたします。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今考えると現地を見て、今回の予算の中で10メートルぐらいの擁壁を上げるということだったんですけど、温泉側から見て左側の道路というのは大変狭隘ですよね。あれは交通止めかなんかやってやるんですか、確か狭いところは4メートルぐらいしかないんじゃないかと思うんですけど、両サイドからの支えがないと擁壁上げられないんじゃないかなと思うんですね。それはちょっと技術的な問題だけどちょっとそれが心配、さっき現地を見て心配だったもんですから、その辺の対策はとられてるんですか。

それともう一つ、今この6名の一応人件費の計上があってるけど、これで実際に今の業務に対して差し支えないのか、その2点について。



○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

2つご質問があったんですけれども、1点目工事に関しては、後ほどちょっと図面の方で指して説明させていただきたいと思います。

人員的に大丈夫かというのは、今のところ事業費がどうしても多くないんで、そこには県の職員さんも入っておりますので、人員的にというのは、今のところは不都合はないかなと思います。仮にこれが事業費がかなり落ちてくるとなると、今度は県の体制も問題なってくるわけです。県の方もうちの方に派遣をしていただいているんですけれども、もう事業がないのにそこに4人も3人、そこももう要らないんじゃないかなってきるとうちの職員の方で対応しないといけないんですけれども、どうしても今の事業量のボリュームがちょっと少ないので、人員的にはさほど影響はないかな。

6名の中には、その特別会計で給与をもらっている6名の中には、私と山口和樹君というのも特別会計で持ってますんで、實際上、高田事務所の方で働いている職員は4名なんです。だから6名のうち2名は、私と職員1人という形で、残り4名が高田事務所という形です。

だから、職員の配置というのはちょっと今、私たちでは分かりかねますが、今の事業のボリュームからいけば妥当なところかなとは思ってます。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長補佐。

○都市整備課長補佐（山口新吾君）

先ほど、議員さんのご質問の件はここのヤクルト団地ですか。そちらに上っていく道の交通規制等がないのかということなんですけども、どうしてもここはもうこの道しか生活道路して使用できる道がございませんので、ここを止めることはまずできませんので、こちらの内部に工事ヤートの的なのをつくって、こちらの方ですか。どうしてもこちら擁壁がするということであればこちらに仮の道路をこちらに持ってきて、通行させるようなことも、工法上難しいということであれば、検討の余地はあるかと思いますが、今のところは、今の現道を生かしながら工事を進めて、擁壁を打ちながら当然、ガードマンを立てたりとかして、交通の安全性は確保していきながらしていくことになろうかと思いますが、現在のところは、交通規制はしないような形で進めていきたいなというふうに考えてはおります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○饗庭敦子委員

先ほど家賃保証してるのが23件で、長いところは15年ぐらいというお話でしたけれども、ちょっともともとがよく理解できてないので、高田南土地区画整理事業のもと

もこの整備事業する目的というものを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

時間をとらせてすいません。目的そのものは事業計画上の話なんですけれども、長崎市に隣接する長与町、急速に人口が増加して市街地が進められていたわけでございます。その中でミニ開発とかスプロール化という形で、小さな開発とかがあって他のところの土地の利用の鈍化あるいはスクロール化の防止を目的として、秩序ある市街化形成を図り計画的なまちづくりを行うことを目的としてという明文がございます。

そもそも区画整理の目的とするのは、宅地をつくるわけではないです。道路をつくりまして、その中で緊急車両が行き来ができるとか、そういったところの開発というのが、区画整理の目的でございます。だからその中にどうしても道路をつくって、副産物として宅地が整理がされるという考えなんです。だから高田南、昔は道ノ尾駅周辺は、4メートルぐらいの道があって、かなり交通量もあって、こうすり抜けていったような所に住宅が密集していた所もあります。

それで、今ちょうど高田越橋のちょうど正面の所は、住宅地ががぁーと連なってそこも本当4メートルあるかないかの道で、上に上がっていったような昔の住宅地でございます。

そこでどうしても何か災害とかそういったところがあれば緊急自動車も通れない。そこで昭和60年ほどから工事は着手しているんですけれども、そういった町を綺麗につくって緊急車両とか通れるようにこれが高田南の目的でございます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今日、現地を見させていただいて、目的に沿っているのかなとちょっと思うんです。というのが、当初の目的はおっしゃるように計画的なまちづくり、緊急自動車、それが時代にあってないようになってきているんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

時代背景もございましてけれども、当然、1工区、今、黒で塗りつぶしているところは、中には4メートルの区画道路もございまして。

その中で緊急自動車を通れないかというのは、緊急自動車は通れます。今、饗庭議員さんが言われている目的を達してないのじゃないかというのは、どこら辺を見られて言われているのか想像がつかないんですけれども、そういった道路網の整備は行われてい

るはずでございます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

目的がというのは、道路に関して緊急自動車が通るのでいいですよということかと思うんですけど、計画的なまちづくりに住民の皆さんが、何年も待ってするのに計画的なまちづくりの中に一つとして開発始めたんでしょけど、おっしゃるように交通量も変わってるわけですよ、そうした場合に本当に何年も待ってそこがいいのか、緊急自動車がどんどん入れるようになったら、そこで途中でやめるというのができるのかわかりませんが、計画変更とかもあるのかなと思ってお聞きしたところです。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

当然もう30年もなってます。だから30年前の交通量と今の交通量、若干やっぱり違いはあると思います。ただし、30年の間で1回も見直しをしてないということはないんです。平成14年ほどに大幅な見直しをしています。今の白塗りでしているまだ未完成のところ、まだ着手もできてないところは大きく見直しをしています。今の三千隠線と真ん中に道路が大きな幹線がS字で上がっていくように、高田中の方に上がっていくようになってるんですけども、それすらなかったんです。その三千隠線は1番右側の・・・に沿ったところで、上に上がっていくような道の計画でございました。それともう一つは、道ノ尾駅前の方のここも道路の形態は変えております。おまけに高田越橋から206号線に向けて、今、新しい道ができています。そのまま国道の方に出れるようになってます。その計画にあわせて道ノ尾駅前線とか計画の変更はしてございます。だから30年前の計画のままでいってるわけじゃないんです。

ただし、どうしても事業が長くなってる。これは長与町の逸材を充てなかったのが悪かったのかなとは思いますが、どうしても補助対象というのを念頭に工事を始めた事業なんで、どうしてもそんなふうな感じで、単年度の補助金を使い切っていくという形でしか進んでいなかったのが今の現状かなと思います。

だから、今回の右側の南東部、道の尾公園付近のところは、今の現状と見直したときとそう交通量は変わってないところで、三千隠線の幹線も計画をしておりますので、そう・・・はないのではないかなと思います。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で20分まで休憩いたします。

(休憩 14時8分～14時20分)

#### ○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第10号長与町福祉医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村田課長。

#### ○福祉課長（村田ゆかり君）

議案第10号の提案理由をご説明いたします。本議案は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、福祉医療費の支給対象者を小学生までに拡大するとともに、難病の患者に対する医療費等に関する法律の制定に伴い、条文の整備を行うものでございます。第1条、第3条第1号及び第4条第1項第2号の改正は、支給対象拡大するため、それぞれ子供の規定を加えるものです。第2条の改正は、子供の定義の追加、難病法の制定による支給対象の改正、その他条文を新たに改めるものでございます。第5条第2号の改正は、難病法の制定により支給制限を改正するものです。附則第1項では、この条例の施行日を平成28年4月1日からとし、第2条第1項第4号及び第5条第2号の改正規定につきましては、平成27年1月1日から適用するものです。附則第2項としまして、経過措置として、第2条第1項第4号及び第5条第2号の改正規定は条例適用日以後の診療医療費について適用することといたしております。資料の説明に入りたいと思います。子供の医療費に関して近隣市町の状況をということで、お出しをさせていただいております。長崎市さんが小学生まで、対象人数2万1,000人、予算措置が2億8,200万、諫早市が中学生まで、これはまだ、はっきりいつからとか、まだ決まってはいないことなんですけども、予定としまして、中学生まで、対象人員が1万2,000人で9,700万の予算措置をするであろうという見込みのものになります。時津町さんは小学生まで、対象人員が1,463人、予算が1億5,600万、そして本町が小学生までということで、対象人員が2,496人、予算として1,944万8,000円を計上させていただいております。それから言葉の説明をということでしたので、下

の方に、現物給付といいますのが、医療機関の方で受診されました際に、自己負担額、1回が800円、月の上限が1,600円、この部分だけお支払いをいただきまして、自己負担額を超えた医療費につきましては、町が、国保連ですとか支払い基金を通じて医療機関の方へお支払いをさせていただいてる分になります。そして償還払いといいますのが、一旦医療機関へ医療費を、全額支払った後に、町の方に申請をしていただきまして、自己負担額を超えた分の払い戻しを住民さんの方に払い戻しを行うという分になります。そしてこの現物給付を行ってるのが、長崎市のみで、諫早市、時津、長与町、あと県内ですね、今のところは、予定をしておりますっていうところにつきましては全て長崎市以外は償還払いというふうに伺っております。以上です。

**○委員長（河野龍二委員）**

それでは、これから質疑を行います。質疑はありますか。

饗庭委員。

**○委員（饗庭敦子委員）**

今の現物給付と償還払いなんですけれども、長崎市以外は全部償還払いということなんですけれども、その償還払いにする理由というのがあれば教えてください。

**○委員長（河野龍二委員）**

村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

対象者をですね、拡大するに当たりまして、現物給付にするか、償還払いにするかっていうところは、本町においても協議といいますかお調べしたところです。現物給付という可能性もありまして、実際に支払基金さんの方ともお話しはですね、させていただいたところではあるんですけども、西彼杵医師会さんの方にも話を持っていかないといけないなっていうところで、西彼杵医師会というところで時津町さんともお話をさせていただいたんですけども、その調整が合わなくて、結局、医師会の方には、直接相談の方には行ってないところです。そしてまた現物給付にしますと、国保の方のペナルティーといいますか、減額をされるっていうのもございますので、そこもいかがなものかなっていうことと、そして、現物給付にした場合には申請をされなかった分は全額支給ということで、乳幼児の分につきましても、3割ぐらい医療費の方がアップしたっていうところもありまして、この子供の医療費が幾らくらいかかるのかなっていう試算が一番難しいところではあったんですけども、県内でまだやっているとところがそうなくてですね、参考までにお尋ねしまして、1人当たり幾らくらいかかるのかなっていうところで試算をしたところではあるんですけども、それを参考に今回計上させていただくということで、実態としてどのくらい小学生の子供さんが病院にかかっているのかなっていうのもちょっと見たいなっていうところで、今回は、償還払いという形をとらせていただいております。

**○委員長（河野龍二委員）**

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

国保の減額っていうのが、新聞か何かでもちょっと見たんですけれども、なぜそんなことになるのかがちょっと理解できなかったので、現物給付にしたら減額になるので償還払いでみたいに多分書いてあったと思うんですけれども、そのあたりを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

子供さんの医療費のあり方について、厚労省の方でも協議をされております。そして少子化対策ということで、子育て支援が有効であるということと、国による助成制度で創設すべきでないかっていう議論が交わされているところです。一方では、医療費の無料化はモラルハザードを生じさせ、安易な受診を誘発しやすいという言葉でしたりとか、患者負担の一律の軽減が高所得層の負担も公費で賄うことになってしまうので、非効率的ではないかとか、賛成論と反対論がですね、国保の中でも、分かれているということで、今も子供の医療制度のあり方に関する検討会っていうことで、会合が持たれているところなんですけども、その中で、今のところはですね、サービスの利用者と非利用者の公平性の確保を図ること、限られた資源の効率的配分をすることということで、今の現状としてはペナルティーを設けるということで、今後はひょっとしたらなくなるかもしれないということです。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

了解しました。もう一つお尋ねしたいのは、本会議でも質問があった、本会議でしたか、ちょっとごめんさい忘れちゃったけれども、ご説明の時に、小学生までだと約2,000万、中学生までだと約2,900万ということで、差額として900万かなというふうに思うんですね。そうした時に、やはりあの子育て支援を強化する長与町としては、中学生までっていうふうに、考えられたかなとも思うんですけれども、そのあたりが、なぜ小学生というところで決められたのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今回、小学生が2,000万、中学生が900万ぐらいということで見込みをさせていただいたんですけれども、これはかなり、ちょっと、県内でも低めに見積もってる数字というふうに私としては感じてます。長崎市さんが現物給付っていうところで、ちょっと、お高くしてはあったんですけれども、私達の方では小学生を8,500円、中学生を

6,000円で見込んでおります。実際にこれがどのくらいの数字になるのかっていうのをちょっと今年度で見させていただきたいなっていうところもございます。そしてまた、中学生までやりたいっていう気持ちは、すいません十分にありましたんですけども、他にもやりたい事業等もございまして、そこら辺の兼ね合いもありまして、今回はとりあえず小学生まで、あとは随時、事業につきましても予算につきましても見直しを図りながら、今後も検討は重ねていきたいというふうに思っております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

確認になりますけども、現場としては、中学生までやりたいっていう思いがあったんじゃないかなと、先ほどの質疑です、その確認と。医療費を無料にしているところ、他自治体で、無料にしてなかった時とした時の差というか、が、もし統計をとって分かる資料があれば、説明をいただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

医療費のきちんとした統計というのはないんですけども、一年に一回、県の方で県内の乳幼児福祉医療の担当課長が集まりまして会議が行われているところなんですけども、やはり、全ての市町において、県の方の補助事業でぜひやってくれということで、毎回陳情等もですね、させてはいただいているところなんですけども、県の見解としても先ほどの国保の見解と同じですね、少子化の対策になるからぜひやってくれと市長が言っているところなんですけども、医療費の観点から、非効率的な部分であるとか、モラルハザードの部分があるから、県の方でなくてまずは国の方の対応をお願いをしたいということで、県は国にまた要望しますという回答だったです。そして医療費を現物給付にした場合ですね、これもすみません統計的な資料は無いんですけども、当初乳幼児の子供医療費が、償還払いでしていたものが、現物給付に変わる際にですね、おそらく二割増しになるだろうというふうに見込まれていたのが、事実上、年を追うごとに増えていったっていうところで、今はもう3割増しにはなってるっていうところで、やはり医療機関の受診の回数とか、きちんとした統計をとってないですけども増えたのではなかろうかというふうに、県の方の説明がございました。以上です。すみません、中学生までやりたいということで、中学生までの試算をしたところは、そこにあります。中学生までやったらどうなのかなっていうところで、もう一つ言えば高校生までやればどうなるのかなっていうところまで試算は一応させていただいたところです。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

一般質問でもしたと思うんですけど、これは、自治体間の競争なんですね、人口流出を留めるといふことと流入を促進するといふこと、この2点が、それだけではないんですけど、いわゆる子育て世代の流入っていう形に関しては、非常に大きい施策じゃないかなと私は理解してます。よそが先にしたのに、後で長与町がしたとしてもその政策の斬新性っていうのは、あまり見受けられない。これは現場を攻めてるわけではないんです。私も本会議で言ったように、首長さんの政策にも大きく関わってくると思うんですよ。ですから、後で最初にチョキを出したんだから他が、後で同じチョキを出すんじゃないかってグーを出しましょうよと、一般質問で言ったと思うんですけども、グーを出すのに、現場はグーを多分出したかったんじゃないかなと思うんですが、出さなかった理由というのもあるのでですね、再度、現場に、所管にお尋ねしますが、中学生までやりたかったんじゃないかなと思いますが、いかがですかね。

○委員長（河野龍二委員）

松浦部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

確かに本会議では、実際、後出しジャンケン状態っていうことで、雪崩打ったように、どこの市町村もやり出したっていうのが現状だと思います。確かに先ほど課長が言いましたように中学生、高校生まで、最大高校生まで試算は一応したところなんですけども、ただやはり、予算的な問題ももちろんありますし、ただ、長与町の特徴として、要するに妊娠期から母子推進員さんが産まれるまで4回、絶対訪問してる。全戸訪問してる。それと、子育て支援センターが町内3カ所、いつでも相談に行けると。それと児童館も各学校に、小学校区ごとにあるというのは、長与町が1番、他町よりも進んでる部分なんですけど、ただこれはなかなかPRがちょっとできてないっていう部分も確かにあるんですけども、そこで、そういう乳幼児期を過ごしてなおかつ小学校までずっと継続していけるっていう長与町の特徴っていうのがどうしてもありますので、その充実という意味でも、今回はちょっと予算的な部分もあって、小学校までになったというのが現状です。今後、そういう隠れた部分をもっとPRする必要があるのかなというふうには考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

初めての試みではありますが、自由討議をさせていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員から、自由討議の提案がなされたので、自由討議に移りたいと思います。執行部というか、職員の方は、ちょっと退席をしてもらって、よろしくお願ひします。

それでは、自由討議を始めたいと思います。発言したい方は、どうぞ挙手をお願いします。



饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

この条例に関しましてですけれども、今、執行側からの話もありましたように、やはり、中学生までやりたかったということもありますし、予算の都合っていうのもありますけれども、補正で減額とかすると1億何千万とか出てくることも、結構あるのでですね、今回やはりこの改正時に中学生までというふうにしていきたいなと思うんですけれども、どうでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

他の皆さんの意見はどうでしょうか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

私も、今の意見に同様に、1条のところですかね、乳幼児の次に子供と、中学生ですね。条文の中に加えてはいかがかなと思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

自由討議なんで、それぞれの。やっぱりこの議案の争点になってるところは、子供医療費の拡大されるけども、小学校までか、中学校までやるかっていうところだと思えますんで、皆さんのご意見をいただければというふうに思います。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

その先ほど言ったその財源の問題ですね、言わばなしというのは、議員の立場でも、ある部分無責任っていう部分、私は思うんですね、しかし今回、減額をかなりしますし、繰越金だったかな、あれもかなり余裕がありましたので、その中から財源を見つけ出せば良いんじゃないかなというふうに思いますけども。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

こういうご意見が出てますけど、皆さん、どうでしょうか。私も発言をしたいので、委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代致します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も、本会議の中で、一般質問で取り上げてですね、中学生までできないかっていうふうな発言をした立場なんで、本日、町の方から配布された、実施状況ですね、各自治体の実施状況、これ、近隣だというふうなところでとどまっていますけども、中学生まで実施したところが、この他に、島原市、南島原市、雲仙市、あと佐世保も実施するというところ、あと川棚、佐々町、ちょっと記憶にあるだけでも、中学校まで実施をしているところで、西岡委員も一般質問の中で、大体の自治体がね、そういう方向でやって

るんだということで、だから後から付く長与町も当然そこまでやるべきじゃないかというふうな意見を出されたと思うんですけども、やはりこういう状況を見ると、長与がそこでとどまるのかというのはやはりその皆さんがよく言う、子育て環境を充実させるだとかですね、子育て支援をするだとかっていう部分からすると、やはりそのちょっとこう、後ろ向きな姿勢じゃないかなというふうに私も感じているところでございます。

**○委員（分部和弘委員）**

委員長を交代いたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

他に発言はありますか。

西岡委員。

**○委員（西岡克之委員）**

確かにモラルハザードっていう部分で、難しいとは思いますが。それこそ関係ない、病院に行かなくても良いような時に病院に行ったりとか、それは多分出てくると思うんですよね。で、もう一つ、子育てっていうのは、これをしたから増えるという部分ではないんですね。ただ、ずっとやっていかないといけない部分があるんですよ、住宅のことにしろ、先ほど部長が説明した、妊娠から出産までのことと、それから働くお母さんを応援する部分での学童の充実とか、そういう部分があるんですけど、やっぱりその中でもう一つまた増やしていくという一つ一つの積み重ねっていうのが大事なんじゃないかなっていうふうに思うんですね。そういう意味で、医療の無償化の、また、中学生まで加えるというのは一つの子育てへの施策の一つかなってのは、私は思うんですよ。以上つけ加えておきます。

**○委員長（河野龍二委員）**

吉岡委員。

**○委員（吉岡清彦委員）**

じゃあ中学生までしたいという人が多いんじゃないかと、出てますですけども、予算の組み替えとかあるいは修正とか、そういうことを含めて言ってるわけですかね。今予算に入ってるから、900万ぐらいのオーバーする。そういうのを含めて、予算を、この予算書を修正しようとか、何かそういう形の、事を先々、今回なるわけですかね。

**○委員長（河野龍二委員）**

自由討議ですからね、私たちが今審査してるのは、この10号の条例改正の中だけですから、基本的に中学生までするとすると、この条例の修正を提案するというふうにしないと、これをさし戻すっていうふうにはならないと、だから、委員会の中で、修正をしていくというふうな形になると。予算の部分は、今のところさわれる条件ではないと思いますんで、条文だけですね多分そういうふうになると思う。そこは事務局にちょっと確認してみないと分からないですけども。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ちょっと僕さっき言おうかと思ったのは、もう条文だけ変えて、予算はまだしないとか、ちょっとそこのところさっき聞こうかと思ったけど今言ったから、そこまではまだいかないということで、条文だけを入れていくということの、皆さん方の意見ということに、捉えていいわけですかね、条文だけのね。分かりました。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じます。自由討議を再開します。他に討議はありませんか。

自由討議を終了します。

委員会に戻します。場内の時計で3時15分まで休憩いたします。

（休憩 15時4分～15時13分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。質疑を引き続き行います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ちょっとこの資料を見ながらちょっと質問しますが、人数的には小学生まででこの数字は2,496名ってはっきり書いてますね。課長も中学生までとか高校生までとかちょっと検討したとか言ってましたけども、中学生で何名、900万くらいアップと聞きました、人数はまだ聞いてませんね、それとあと、高校生までという話も出とったですけども、高校生で何名でプラスいくらになるのか。ちょっとそこところ、参考ですね、よろしくをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

中学生の対象者数が1,457名、高校生は1,500になります。高校生の扶助費としては600万ほどかかるのではないかなっていうふうに見込んでおります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

先ほどの900万、1,457人ということなんですけども、これ、質疑の中で、少なく見積もってというような話も聞かれましたんで、高く見積もったらどういった状況になるのかちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

1人当たりの助成額を今8,500円で見込んでるんですけども、1人当たり9,000円と見込んだ場合に、2,322万というふうになってまいります。1人当たりの助成額が9,000円の場合が2,322万ということで見込んでおります。中学生の場合が、1人当たり6,500円で見込んでおります。そして高校生が4,000円で見込んでおります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今に関連してちょっと教えていただきたいんですが、この各小学校までの採用されているところの市町で予算措置でこの対象人数を割ると、長与町の単価が圧倒的に1人当たりの単価が安いんですけども、決まった算定方法、1人幾らとか決まったものは無いんですね。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

決まった算定の方法というのは無いんですね。国保連ですとか、いろんなこう、医療関係者のところに、長与町の小学生が今現在どのくらいかかっているのかっていうところをだいたいあちこち当たって調べようと試みたんですけども、どこにもですね、全体的なものが無かったというのが現状です。各市町それぞれ見込みを立てたところ。時津町さんの結果がこれなんですけれども、時津町さんは当初8,500円で見込んで長与町は逆に9,000円で見込んでたっていうのがあったんですが、8,500円というところで、最終的には落ちついたのが現状です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先程小学生が8,500円とか、中学生が6,500円とか、高校生4,000円とか、数字を聞いたわけですけども、この医療費が、こういう具合に、いろいろ、高低があるのはどういう関係で高校生が安くなってきてる、小学生の半分ぐらいになるけど、これはどういう関係で、こういうのが下がってきてるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

やはり年齢が上がりにつれまして医療機関にかかる回数が減っていくのではないかっていうところで、1年間に値する医療費の額というのを減らしているところです。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

確認になりますけど、今、小学生が有償で支払いをしていますよね、医療にかかって、本町の小学生たちが。それは、現物になっているんですよね。償還じゃないですよね。小学生が、今、医療機関に掛かります、それで、医療費を支払います。それは償還じゃなくて、現物で、今本町の場合対応をしてるんですよね、現物給付で。そこを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

子供さんに関しては、一般の方は3割ですけども、2割負担ということで、2割だけを払っておりますので、医療保険法から言いますと現物給付ということで、2割だけを払ってるといことなので、現物給付になります。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

その2割は、個人負担の分は今現物なんですけど、これにかえたら、無料化の方のこの条例になれば、償還払いの方向になっていくっていう形ですよね。ペナルティーはその分は、県、国から取られないという形になるんですよね。確認します。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

償還払ってということを今回とりますので、国、県のペナルティーはございません。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいの委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代いたします。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先ほどちょっと、自由討議の中では、私の知ってる範囲で自治体名を挙げたんですけども、福祉医療が県下で進んでいます。中学校まで、中学卒業までやってる自治体と小学生までの自治体と、それ以外の自治体も少し教えていただきたいのと、あともう一つ、償還払いと現物給付の関係は、条例上どこにも特に、文言としてはないんですかね。ちょっとそこら辺を確認させていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今現在ですね、拡大をしてるところが7市1町がございます。そして28年度中には増えて、12市5町が、するような形になってます。28年度で言いますと、高校生までするの、1市、松浦市だけですね、中学までやってるのが6市2町、小学生までやってるのが、1市2町、あともう1カ所は検討中ということで、検討中がまだ1市2町残っているような状況です。

○委員（分部和弘委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員（分部和弘委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

ありがとうございます。市町順に答弁したいと思います。長崎市が小学校まで、佐世保市が中学校までで検討をしてる最中です。島原市が中学校まで、諫早もまだ中学校までで検討をしてる最中です。大村市が小学校までですけど、今現在中学生までで検討をしているところです。平戸市が中学校まで、松浦市が高校生までするの、対馬と壱岐はしてありません。五島市は中学校まで、西海市は中学校まで、雲仙市も中学校まで、南島原市も中学校まで、長与・時津が小学生まで、川棚町中学生まで、東彼杵と波佐見はしてありません。小値賀町は中学校まで、佐々町も中学校まで、最後に新上五島町は対応してありません。第9条の方に支給の方法というのがございまして、第4条に定める医療費の支給は規則で定めるところにより、受給者の申請に基づき行うものとするというのがもともとの大原則でございます。その中で、乳幼児に限っては現物給付をするようになっております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

現物給付と償還払いの考え方ですけども、現物給付にすることで、当初の見積りから増えていったということが、説明がありました。やはり利用者といいますかね、病院に行かれる方の状況から考えると、やはり償還払いというのはなかなかこう、やはりその少額であったりだとか、そうすると、もう、申請をしなくなるという、一月まとめても可能だというような話を聞きましたけどもね、そういう意味では、利用者のことを考えると、町民のことを考えると、現物給付の方がですね、非常にサービスの非常に良いかなというふうに思うんですけども、そこが、現物給付にならなかった背景というのは一つは、予算の問題なんですか、それとも他の自治体との、そういう問題、先ほど医師

会の問題も出ましたけど医師会にちょっと相談されてないということだったんで、どういう状況でそういうふうになったのか。具体的な原因があれば教えていただきたいとします。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

最終的にと言いますか、一番の原因は予算の部分になるのかと思います。もう一つは、西彼杵医師会というところで、長与と時津と同じところの医師会になりますので、片方は現物給付、片方は償還払いというのは非常に難しいということもございまして、現物給付には至らなかったということになります。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そこが、制度を始める前に協議ができなかったんですか、両町やりましょうってなればそれは問題ないと思うんですよね。既に乳幼児については現物給付で対応してるんで、その病院側も別に混乱を招くようなことはないかなというふうに思うんで、大きな原因は、予算、仮に現物給付にした場合の金額は先ほど出ましたかね、出てないですよね、現物給付にしたというふうになると、予算としてはどれくらいのプラスが必要になったものなのかですね。その辺、算出してれば、だから二つ、時津との協議はうまくいかなかったものなのか、予算的にはどれくらいの増える予想が立ったのか、お願いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

本町におきましても時津町さんの方が若干早くはあったんですけども、小学校までやるものか、中学校までやるものかっていうところも、最後の最後まで本町はちょっと時間がかかってしまったっていうところで、協議に、時津さんと連絡を取りながらやってはいたんですけども、実際に協議に行くというところまでは至らなかった、時間的なものも、確かにございます。あと現物給付の分はすいません、これの3割増しかなくていうところで、数字までは出していないんですけども、もし現物給付にした場合には3割増ということで考えております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最後に、ちょっと確認したいんですが、先ほど自治体名を挙げてもらってですね、もう大方が中学校卒業までされてるという状況です。担当課は、今年度から中学卒業まで

っていう形で取り組んできたけどもなかなか合意に至らなかったというところなんです  
が、担当課の決意がですね、どうなんでしょうかね、中学校卒業まで、近々にできる可  
能性があるものなのかどうなのか。その辺はいかがですか。部長でも結構ですので、ぜ  
ひお願いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松浦部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

一応こちらの方としては試算的には中学校、高校までやってたんですけども、その  
中で一応中学校を目途にっていうことで、協議をしてきたわけなんです。ただどうして  
も、先ほど言った理由によってなかなかできなかったと。将来的には、もちろん進んで  
いくんだろうと。ただ、実際、先ほど課長が言いましたように医療費がどれくらいかか  
るのかという見込み、あくまで試算でやってますけども、実際、現実これを動かしてど  
れくらいおさまるのか、また足りないのか、そこをちょっと見極めた上で、その中学  
校まで拡大っていうのは、担当としては考えていきたいなというふうに思っております。  
以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

児童生徒の数によってきますけども、今のところは、小学生で約2,500名ですか  
ね、ピークがどうなのか分かりませんが、そういうの見込んでこれから先のこう  
いう制度のあり方というか、どれぐらいがピークになってきて、人数的に、あるいは金  
額的に、なっていくのか、そういう予想っていうのはどういう具合に考えてますかね。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

子供の推計なんですけども、長与小校区の方は伸びがあるんですけども、南小の方が  
減少がありまして、5年後もですね、今2,476名と試算を出させていただいている  
んですけども、平成31年度は2,450人で、若干、2,450人というところで試算  
が出ております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ピーク、31年度が2,450名と今、小学生がですね、お聞きしたわけですけど、



これが長与のピークということの今の表現なんですかね、どうなんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

平成7年からの資料を今日持ってきてるんですけども、ピークは平成15年の3,094名というのがピークだったのかなと、あとは徐々に徐々に減ってきているような状況でございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい。医療費なんですけど中学生までやりたいという思いはあられるということですので、それもなんですけども、やはりこう子供さんが病院にかかりやすいということで、やはり早期発見・早期治療にもつながるかなと。最近言われている子供の貧困でね、病院にかかれない人が結構増えてるのかなと思うんですけど、そのあたりはどうお考えか、ちょっと聞かせてください。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

子供の貧困にかかる対象者っていうのが、生活保護を受けておりましたら医療費は無料というところで、あと学校に通われてる子供さんも、準要保護とかそういうところで医療費の補助があるというふうに向っております。あともう一つは母子家庭の分はですね、別に、母子家庭の子供の医療費というところで対応ができておりますので、いわゆる低所得者層の部分については一定カバーができているのかなというふうに思っております。予防の観点からいきますと、ちょっと医療対象外になってくるのかなというところで、実際にやっぱり疾患にかかってからの医療費の部分に関しましては対象になるのかなというふうに思っております。予防という観点からでは、健診であったりとか、保育所・幼稚園・小学校に通ってる子供さんについては、随時先生方も見てらっしゃいますし。医療費の分については、病気ってことで、疾患の症状が出てからの、受診という形になるのかなと思います。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

理解しましたが、お母さんたちが、お金がかかるからひどくなるまで、子供さんがね、風邪とかでもひどくなるまで連れていかないから、それを抑制する、抑制というところなんですけど、そのならない内に子供が苦しまないうちについていけるといいなという思いで、そういうところも観点に考えられたのかなというのをお聞きしたところです。

**○委員長（河野龍二委員）**

村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

一定、小学校・中学校になりましたら、ある程度自分の具合が悪いっていう認識ができてくるのかなというふうに思います。今回小学校までということですけども、中学校になったらなおさら自分の体調管理とかはある程度自分の方でできるのかなっていうふうに思いますので、今回は、小学校の低学年のところを考えると、言われるように、親が気づいてあげてという部分が大きいのかなと思いますので、今回小学生まではカバーができるのかなというふうに思います。

**○委員長（河野龍二委員）**

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号長与町福祉医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で3時50分まで休憩いたします。

（休憩 15時38分～15時48分）

**○委員長（河野龍二委員）**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。本会議で付託を受けました議案第11号長与町特定教育保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

議案第11号の条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。本議案は、町立保育所で実施をしております延長保育及び一時預かり保育につきまして、平成28年度より使用料として取り扱うために、所要の改正を行うものでございます。第5条として延長保育料を、第6条として一時預かり保育料を追加し、その他条文の整理を行います。附則ではこの条例の施行日を平成28年4月1日としております。配付をいたしました資料につきましてご説明申し上げます。はじめに、一時預かりの保育の方なんですけども、長崎市の公立保育におきましては、事業自体実施をしておりません。

諫早市につきましては、新制度と言いますのが子ども子育て支援事業のことなんですけども、その前からも使用料として既にいただいていたということです。時津町さんにつきましても同様で、新制度開始前から使用料として受け入れをしていたそうです。今回、本町におきましては、27年度までは負担金、28年度から使用料ということで、お預かりをしたいというふうに考えております。次に、延長保育につきまして、長崎市さん、諫早市さん、時津町さん、長与町いずれもしてたんですけども、長崎市・諫早市・時津町につきましては、以前から使用料という形でいただいていたそうです。そして長与町も28年度から使用料という形で受け入れをしたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

これは、延長保育、保育園に子供を預けてて、6時までですかね、たしか。お迎えに行けない人が、6時過ぎたら1時間当たり200円取られるっていう制度なんですよ。それは、あらかじめ申請をしておかなければいけないのか、それともの無条件に6時以降はもう200円、1時間でとられるものか、そこを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

平成27年度から保育の時間というのが短時間保育と、標準時間保育ということで、2段階に分かれております。この短時間保育というのが、8時から16時まで、標準時間というのが朝7時から18時まで。それを過ぎた分につきましては、延長保育という形になります。そしてこれは、延長保育は、各園と保護者の方との契約っていう形になりますので、事前に登録をする必要があります。そして1時間ごとに増えた場合に、お預けをした場合に1時間200円ということで、今回は短時間保育につきましては1時間200円、標準時間保育をしていただいている方には、いただいているという現状にあります。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

それが28年度からは1時間200円取りますよという形、で今さっき言ったように契約をしておかなければならない。それと、何時間までいいのか。それを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

この延長保育自体を、本町の方でスタートしましたのが今年の8月からになります。8月から27年度については負担金という形でいただいておりますといたしますか、実際ですね登録をされてる方がいらっしゃることはいらっしゃるんですけども、実際に延長していないということで、今歳入自体は発生をしていないのが現状です。最長は19時までのお預かりが可能です。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

基本的なことで、その延長保育で短時間の人が8時から16時ということでお聞きして、標準時間が7時から18時ということで、登録制だということで今聞いたわけですけども、たまたま標準時間でお願いしてる人達が、何か、急遽やっぱりちょっとお母さんとお父さんが迎えに行けないから、ちょっと、1時間、お願いしたいとなった時はそれできるんですか。そこで預かってもらえるんですか。ちょっとそこを願います。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

延長保育事業自体はですね、実施をしておりますので、今、お金をいただいてないっていうだけで事業の方はやっております、19時までお預けが可能です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

その場合は、保育料とかその1時間いくらとか、それは要らないんですか、要るんですか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

標準時間の保育の方で入所をされてる方については、18時以降の残りの1時間延長してもお金をいただいてないということです。16時までの短時間保育で入所をされてる方につきましては、1時間延長した場合にですね、200円いただいているという状況です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この一時預かりですけどこれは通常は行ってない子供達ですよ。預ける方の都合で、言って来られれば受けるということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

一時預かりの分につきましては、入所していないご家庭の方で、お母さんが病気だったりとか、リフレッシュということでお預けをするような形になります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そうした場合にですね、正規に保育園に入った時の保育料と、その預ける方々は、それぞれいろいろ都合があられて、例えば3歳の半日の600円とかで、十分これぐらいで済むんだという方は、こっちの方でいこうかなんていう選択もできるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

一時預かり事業っていうのは、保育事業とはまた別仕立てになっておりまして、保育士を一時保育預かり用にですね、確保をしてるような状況になります。最低ラインが保育士が1人っていうことで、ほとんどのところがですね1人ではなくてパートさんで何人かで回してるような状況ということで、預けたいっていう時にですね、たまたま園の方で事業があって例えばバス遠足に行つてという時にはですね、お断りをする場合もあるというふうには伺っておりますけども、基本的には、なるべく預かれるような体制でですね、保育士さんの方の確保というのはしていただいとるところになります。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

基本的なこと、笑われるか分からんけれども、この一時預かりにしても、午前中で、昼にかかるとしますよね。そうした時に、子供さんの食事ですね。それはこういう費用の中から全部、そこの保育所でご飯を作って、提供するんですか、それともまた別に食事代をとるのか、そこんとこちよっとお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今お示しをしました、単価っていうところに、3歳未満日額2,500円、半日1,100円というふうに表記をさせていただいたんですけども、実際の利用負担金は300円を除いた部分になりまして、300円相当部分は、飲食費になります。当然半日の場合の方ですね、食べ物が必要かどうかっていうのは保護者の意向を聞きまして、欲しいよっていう方につきましては、1,100円。失礼しました、入ってなかったです。1,

100円が費用負担金で、食べ物の提供が必要だということには300円別途徴収になります。失礼しました。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたので委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代いたします。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も基本的なところを伺います。説明にありますように、27年度までは負担金で対応してたと。いずれもですね、一時預かりも延長保育も。28年度から使用料に変わりますということで、金額そのものは変わらないというところを確認したいのと、もう一つ、この負担金で徴収してたという場合の、例えば条例のその変更なり、削除なりっていうのは必要はないんですかね、そこを伺いたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

料金の関係は実施要項の方で定めておりましたので、負担金の部分はですね、条例の改正とかは発生をしないような状況です。それと、27年から子ども子育て支援法に変わって、施設型給付費ということで名称が変わりました。そこで、施設の使用をするという観点から、使用料の方に変えるようにということで、国の指示があっている状況です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

了解しました。あと、一時預かりについて、延長保育についてでしたかね、現状、延長保育で、負担金、使用料をいただいていることはないというふうな話でしたけども、それは27年度に限ってですかね、もうずっとこの間、利用状況がなかったものなのか、それは一時預かりにしてもそうですけども、利用状況というのはどういう形で今あるものなのかですね、その説明する資料があればお願いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

登録は毎年度ごとの登録になります。27年度で申し上げますと、標準時間で登録をされてる方が45名、ただ、費用の方はいただいているという状況です。短期保育の方は4名の方が登録をされておりますけども、実際に利用がないっていうところで、歳入が0になっております。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代いたします。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号長与町特定教育保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の委員会はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時03分）